

(設置)

第一条 地域の生活、産業及び行政の情報化を推進し、併せて情報産業の育成を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の振興に寄与するとともに、我が国及び世界における理想的な情報社会の構築に貢献するため、大垣市にソフトピアジャパンセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 センター（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十一条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第五条まで及び第十条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- 一 センターの管理上支障があるとき。
- 二 センターを使用させることが適当でないときと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 センターの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正の行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金（第一駐車場の利用料金を除く。）は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

第八条 削除

(原状回復義務)

第九条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第十条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 センターの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十一条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、センターの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民がセンターを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 センターの管理に関する事業計画が、センターの適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十二条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 センターの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 三 第十四条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第十三条 センターの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第十条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 センターの維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

第十四条 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。

イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。

ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。

イ 午前九時から午後九時三十分までを利用時間とすること。ただし、技術開発室、インキュベートルーム及び第二駐車場についてはそれらの利用時間を終日とし、宿泊施設についてはその利用時間を午後三時から翌日の午前十時までとすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 センターの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、センターの利用を制限すること。

四 センターの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十五条 指定管理者は、毎事業年度、センターの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十六条 指定管理者は、やむを得ない理由によりセンターの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十一条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第十一条第五項の規定による届出があったとき。

三 第十二条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十八条 第四条の規定による停止の命令又は第十条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成八年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十五日条例第五号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年十月八日条例第十五号)

この条例は、平成十年二月十日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二十七号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の表の改正規定中談話室の項及びレセプションルームの項に係る部分、別表二の表の改正規定中会議室の部に係る部分並びに別表備考の改正規定 平成十二年四月一日

二 別表一の表の改正規定中研究開発室の部、媒体変換室の項及び静止画作成室の項に係る部分並びに別表二の表の改正規定中「別館」を「第一別館」に改める部分及び同表の次に別表三の表を加える部分 平成十二年八月一日

三 別表一の表の改正規定中実習室の部及び研修室の部を削る部分並びに会議室の部に係る部分
平成十二年九月一日

附 則（平成十四年三月二十日条例第十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年六月一日から施行し、この条例による改正後のソフトピアジャパンセンター条例別表三の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にソフトピアジャパンセンター条例（以下「条例」という。）第二条第一項の許可を受けてインキュベートルームを使用する者について適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に条例第二条第一項の許可を受けてインキュベートルームを使用している者が、施行日以後において引き続き当該インキュベートルームを使用する場合に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年十月九日条例第五十五号）

この条例は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第六十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第十一条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第二十四号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月十五日条例第四十五号）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 技術開発室及びインキュベートルームの使用の許可に係る業務を含むソフトピアジャパンセンターの管理を行う指定管理者（ソフトピアジャパンセンター条例第二条第一項に規定する指定管理者をいう。）に係る同条例第十一条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則（平成二十四年七月十日条例第五十二号）

この条例中第一条の規定は平成二十四年八月一日から、第二条の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第二十号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第二十九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
（公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕（そう）艇場条例、岐阜県スポーツ科学センター条例、南飛騨健康増進センター条例及びソフトピアジャパンセンター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日条例第七号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第六条、第十二条関係）

一 本館

区分	金額（円）
----	-------

			午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	一八、五〇〇	二七、一〇〇	二九、六〇〇	四五、六〇〇	五六、七〇〇	七五、二〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	二二、二〇〇	三四、五〇〇	三九、四〇〇	五六、七〇〇	七三、九〇〇	九六、四〇〇
	入場料を徴収する場合	平日	二九、六〇〇	四四、四〇〇	四九、三〇〇	七三、九〇〇	九三、六〇〇	一二三、二〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	三七、〇〇〇	五九、一〇〇	六九、〇〇〇	九六、一〇〇	一二八、一〇〇	一六五、一〇〇
小ホール	入場料を徴収しない場合	平日	五、九〇〇	八、七〇〇	九、五〇〇	一四、七〇〇	一八、二〇〇	二四、二〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	七、一〇〇	一一、一〇〇	一二、七〇〇	一八、二〇〇	二三、八〇〇	三〇、九〇〇
	入場料を徴収する場合	平日	九、五〇〇	一四、三〇〇	一五、八〇〇	二三、八〇〇	三〇、一〇〇	三九、六〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	一一、九〇〇	一九、〇〇〇	二二、二〇〇	三〇、九〇〇	四一、二〇〇	五三、一〇〇
会議室	第一大会議室	九、二〇〇	一二、三〇〇	一五、四〇〇	一九、四〇〇	二四、九〇〇	三一、四〇〇	
	第二大会議室	一三、五〇〇	一八、〇〇〇	二二、六〇〇	二八、四〇〇	三六、五〇〇	四六、〇〇〇	
	第一中会議室	六、三〇〇	八、四〇〇	一〇、五〇〇	一三、二〇〇	一六、九〇〇	二一、三〇〇	
	第二中会議室及び第四中会議室	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	六、二〇〇	八、〇〇〇	一〇、一〇〇	
	第三中会議室	二、三〇〇	三、一〇〇	三、九〇〇	四、九〇〇	六、二〇〇	七、九〇〇	
	第五中会議室	三、三〇〇	四、四〇〇	五、五〇〇	六、九〇〇	八、九〇〇	一一、二〇〇	
	第七中会議室	四、六〇〇	六、二〇〇	七、七〇〇	九、七〇〇	一二、五〇〇	一五、七〇〇	
	第八中会議室及び第十中会議室	一、三〇〇	一、八〇〇	二、二〇〇	二、八〇〇	三、六〇〇	四、五〇〇	
	第一小会議室及び第四小会議室	一時間につき二八〇						
	第二小会議室及び第五小会議室	一時間につき一二〇						
第三小会議室	一時間につき二三〇							

	及び第六小会議室	
レセプションルーム	レセプションルーム	一時間につき二、四六〇
	小レセプションルーム	一時間につき六一〇
技術開発室		一平方メートル一月につき二、六四〇
駐車場	第一駐車場	一台につき、利用時間が三時間以内の場合にあつては一〇〇、利用時間が三時間を超える場合にあつては一〇〇円に三時間を超える三〇分（三〇分未満の利用時間があるときは、その利用時間は三〇分とする。）ごとに一〇〇円を加えた額
	第二駐車場	一台一月につき八、八〇〇
附属施設設備等		知事が定める額

二 第一別館

区分	金額（円）					
	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
技術開発室	一平方メートル一月につき二、六四〇					
附属施設設備等		知事が定める額				

三 第二別館

区分	金額（円）						
	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日	
実習室	一〇、五〇〇	一二、七〇〇	一四、九〇〇	二〇、九〇〇	二四、八〇〇	三二、四〇〇	
研修室	第一研修室	一〇、四〇〇	一二、六〇〇	一四、八〇〇	二〇、七〇〇	二四、七〇〇	三二、一〇〇
	第二研修室	二、三〇〇	三、一〇〇	三、九〇〇	四、九〇〇	六、二〇〇	七、九〇〇
技術開発室		一平方メートル一月につき二、六四〇					
インキュベートルーム		一平方メートル一月につき一、一〇〇					
附属施設設備等		知事が定める額					

四 第三別館

区分	金額（円）					
	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
技術開発室		一平方メートル一月につき二、六四〇				
宿泊施設（全部利用に限る。）		一泊につき三九、九三〇				
附属施設設備等		知事が定める額				

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 午前 午前九時から正午までをいう。
 - ロ 午後 午後一時から午後五時までをいう。
 - ハ 夜間 午後五時三十分から午後九時三十分までをいう。
 - ニ 午前及び午後 午前九時から午後五時までをいう。
 - ホ 午後及び夜間 午後一時から午後九時三十分までをいう。

- へ 全日 午前九時から午後九時三十分までをいう。
- ト 休日 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。
- チ 平日 月曜日から金曜日まで（休日を除く。）をいう。
- リ 入場料 入場料金、会費、会場整理料その他名目のいかなを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- ヌ 一泊 午後三時から翌日の午前十時まで（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。）の宿泊をいう。
- 二 大ホール又は小ホールを専ら準備若しくは撤去又はリハーサルのためにステージのみを利用する場合の額は、一の表大ホールの部又は小ホールの部に掲げる額に〇・五を乗じて得た額とする。
- 三 やむを得ない理由により、これらの表の金額の欄に規定する時間帯（以下「時間帯区分」という。）以外の時間帯を利用する場合の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - イ 時間帯区分の午前に接続して午前九時前又は正午から午後一時までの時間帯を利用する場合 三十分（当該利用時間に三十分に満たない端数があるときは、これを三十分として計算する。以下同じ。）につき、これらの表の午前の欄に掲げる額に〇・二を乗じて得た額
 - ロ 時間帯区分の午後に接続して正午から午後一時まで又は午後五時から午後五時三十分までの時間帯を利用する場合 三十分につき、これらの表の午後の欄に掲げる額に〇・一五を乗じて得た額
 - ハ 時間帯区分の夜間に接続して午後五時から午後五時三十分まで又は午後九時三十分後の時間帯を利用する場合 三十分につき、これらの表の夜間の欄に掲げる額に〇・一五を乗じて得た額
- 四 一時間当たりで定められている額については、利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間として計算するものとする。
- 五 額を算出する基礎となる面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、これを一平方メートルとして計算するものとする。
- 六 一月当たりで定められている額については、利用期間が一月に満たないときは、日割で計算するものとする。
- 七 第三号及び前号の規定により算定した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 八 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に規定する緊急自動車その他知事が適当と認める自動車を駐車する場合又は利用時間が二十分以内である場合における駐車場の利用料金は、この表の規定にかかわらず、無料とする。